

第1回座間味村議会定例会 1日目 平成19年3月12日

平成19年第1回座間味村議会定例会会議録				
招 集 年 月 日	平成19年 3 月 12日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成19年3月12日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成19年3月12日 午後2時58分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清 之 肋
	3 番	金 城 善 昇	8 番	宮 平 秀 保
	5 番	金 城 勝 英	9 番	金 城 英 雄
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会議録署名議員	7 番	宮 里 清 之 助	8 番	宮 平 秀 保
職務のため議場に出席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	経 済 建 設 課 長	宮 村 英 美
	助 役	高 良 豊	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	船 舶 課 長	宮 平 優
	総 務 課 長	大 城 晃	会 計 課 長	野 崎 康
	政 策 企 画 課 長	垣 花 健	教 育 課 長	金 城 英 幸
	住 民 課 長	宮 平 真 由 美		

平成19年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）（平成19年3月12日午前10時開会）		
日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告について
2		行政報告について
3		会議録署名議員の指名について
4		会期の決定について
5		施政方針について
6		提出議案の説明について（議案第1号～議案第36号）

○ 議長（金城英雄）

皆様、お早うございます。

只今から、平成19年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした通りでございます。

日程第1、諸般の報告を行います。

沖縄県後期高齢者医療広域連合会議の議員の選挙に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、選挙すべき議員の数を超えないので、上江洲盛元及び宮平秀保議員が無投票となりましたので報告いたします。その他の報告につきましては、お手元にお配りした報告の通りでございます。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成19年3月9日現在

1. 平成18年12月13日 第3回行財政調査特別委員会
2. 平成18年12月14日 平成18年第4回定例議会
3. 平成18年12月26日 県議会南部振興会議員連盟との懇談会（パシフィックホテル）
4. 平成19年 1月11日 南部地区市町村議会議長会総会（自治会館）
南部地区関係団体合同新年会（自治会館）
5. 平成19年 1月12日 ホールウォッチングフェスタオープニングセレモニー
6. 平成19年 1月18日 第4回行財政調査特別委員会
7. 平成19年 2月15日 南部町村長議長連絡協議会（ポートホテル）
8. 平成19年 2月16日 産業祭り
全員協議会
9. 平成19年 2月21日 町村議会議長会定期総会（自治会館）
10. 平成19年2月22日 町村議会議員職員研修会（シュガーホール）
11. 平成19年2月26日 全員協議会
12. 平成19年3月 6日 第1回臨時議会

日程第2、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。仲村三雄村長。

○村長（仲村三雄）

行 政 報 告

平成19年3月12日現在

- 平成18年12月15日 地域再生計画説明会（19：00 阿嘉総合センター）
- 平成18年12月18日 パッカー車贈呈式（13：00 座間味港）
- 平成18年12月18日 21 ざまみ取締役会議（13：00 総合センター）
- 平成18年12月20日 市町村課長事務調整（10：00 県庁市町村課）
- 平成18年12月21日 離島フェア協賛お礼（09：00 協賛社）
- 平成18年12月21日 国保連合会表彰式・忘年会（19：00 ハーバービューホテル）
- 平成18年12月22日 西銘順志郎懇談会（19：00 グランドキャッスル）
- 平成18年12月26日 南部離島首長議長連絡協議会役員会（15：00 パシフィックホテル）
- 平成18年12月26日 県南部振興議員との懇談会（16：00 パシフィックホテル）
- 平成18年12月27日 自民党1区支部納会（16：30 1区支部事務所）
- 平成18年12月27日 稲嶺恵一前知事・感謝の集い（18：00 ハーバービューホテル）
- 平成18年12月28日 仕事納め（16：00 役場）
- 平成19年 1月 1日 新年会（10：00 総合センター）
- 平成19年 1月 2日 ハチウクシー（06：30 フェリー・クィーン）
- 平成19年 1月 3日 生年祝い（14：00）
- 平成19年 1月 4日 仕事始め（10：00 役場）
- 平成19年 1月 5日 消防出初式（10：00 座間味港）
- 平成19年 1月 5日 座間味老人クラブ新年会（11：30 総合センター）
- 平成19年 1月 5日 国保年始式（17：00 国保連合会）
- 平成19年 1月 6日 新春トリムマラソン（10：30 阿嘉大橋）
- 平成19年 1月 7日 成人式（13：30 阿嘉総合センター）

平成 19 年 1 月 9 日 自民党新年会 (11:00 那覇テラス)
 平成 19 年 1 月 9 日 県庁部局あいさつ (13:00 県庁)
 平成 19 年 1 月 10 日 総合事務局あいさつ (10:00)
 平成 19 年 1 月 10 日 普及センター事務調査 (13:00)
 平成 19 年 1 月 10 日 (株) 琉尚社長面談 (16:00 那覇出張所)
 平成 19 年 1 月 11 日 かりゆしアーバン玉城氏面談 (14:00)
 平成 19 年 1 月 11 日 南部振興会理事会 (17:00 自治会館)
 平成 19 年 1 月 11 日 南部関係団体新年懇談会 (18:00 自治会館)
 平成 19 年 1 月 11 日 村議会議員との懇談会 (19:00 船員会館)
 平成 19 年 1 月 12 日 沖銀高橋支店協賛金贈呈 (12:00 那覇出張所)
 平成 19 年 1 月 12 日 ウォッチングフェスタオープニングセレモニー (13:00 とまりん)
 平成 19 年 1 月 13 日 体協バスケットボール大会 (阿嘉校体育館)
 平成 19 年 1 月 13 日 ジュニアヨットスクール交流会 (18:00 交流センター)
 平成 19 年 1 月 16 日 慶良間海域保全会議 (13:00 渡嘉敷村)
 平成 19 年 1 月 16 日 情報メディア活用講演会あいさつ (19:00 総合センター)
 平成 19 年 1 月 17 日 南部振興策に関する要請活動 (14:30 仲里副知事)
 平成 19 年 1 月 17 日 市町村長研修会・年始会 (15:30 自治会館)
 平成 19 年 1 月 17 日 介護広域正副連合長会議 (17:00 自治会館)
 平成 19 年 1 月 17 日 町村会新年会 (17:30 自治会館)
 平成 19 年 1 月 18 日 国土交通省水資源政策課課長補佐来訪 (09:50 日帰り)
 平成 19 年 1 月 18 日 糸満市議会行政視察来訪 (10:45 助役対応)
 平成 19 年 1 月 18 日 沖縄防衛協会新年会 (18:00 かりゆしアーバン)
 平成 19 年 1 月 24 日 国保事務調整 (11:45 那覇出張所)
 平成 19 年 1 月 24 日 第 8 回沖縄振興審議会専門委員会 (14:00 総合事務局)
 平成 19 年 1 月 25 日 県人事課事務調整 (13:00)
 平成 19 年 1 月 26 日 伊平屋村議会行政視察来訪 (10:00 日帰り)
 平成 19 年 1 月 27 日 西銘順志郎政策懇談会 (13:00 ロワジュールホテル)
 平成 19 年 1 月 28 日 視覚障害者マラソン大会 (08:30 玉城少年自然の家)
 平成 19 年 1 月 29 日 オリオンビール亀川部長来訪 (10:30 日帰り)
 平成 19 年 1 月 30 日 座間味村学力向上対策委員会 (13:30 阿嘉校)
 平成 19 年 1 月 30 日 沖縄東京経済研究会新年会 (18:30 自治会館)
 平成 19 年 1 月 31 日 沖縄東京経済研究会玉城氏来訪 (10:00 日帰り)
 平成 19 年 1 月 31 日 「宝くじら」化粧直し (16:00 くじら公園)
 平成 19 年 2 月 1 日 沖縄振興講演会 (おきでんホール)
 平成 19 年 2 月 2 日 ETC 安田氏来訪
 平成 19 年 2 月 4 日 台湾緑島村長議長一行 25 名来訪 (日帰り)
 平成 19 年 2 月 5 日 道州制講演会 (14:00 県庁 4 階講堂)
 平成 19 年 2 月 6 日 広域介護保険運営会議 (14:00 介護広域連合、助役対応)
 平成 19 年 2 月 6 日 国保連合会理事会 (14:00 国保会館)
 平成 19 年 2 月 7 日 那覇発関空 (12:45)
 平成 19 年 2 月 7 日 千葉未来高校入村式 (16:10)
 平成 19 年 2 月 8 日 全国過疎地域自立促進連盟理事会 (13:10 神戸市)
 平成 19 年 2 月 8 日 関空発那覇 (19:00)
 平成 19 年 2 月 8 日 自民党 1 区支部長会議 (16:00 1 区事務所) 助役対応
 平成 19 年 2 月 8 日 県知事を励ます新春の集い (18:00 かりゆしアーバン) 助役対応
 平成 19 年 2 月 9 日 千葉未来高校退村式 (09:40)
 平成 19 年 2 月 9 日 第 1 回国民保護協議会 (13:30 役場)
 平成 19 年 2 月 11 日 渡嘉敷マラソン (09:00 渡嘉敷校)
 平成 19 年 2 月 13 日 下地県漁連会長 (11:30)
 平成 19 年 2 月 13 日 県町村会理事会 (13:30 自治会館)
 平成 19 年 2 月 13 日 花城知事公室長面談 (16:00)
 平成 19 年 2 月 14 日 介護広域連合会議 (10:00 自治会館)
 平成 19 年 2 月 14 日 保健師確保委員会 (14:00 サザンプラザ沖縄)
 平成 19 年 2 月 15 日 介護広域連合会議 (10:00 自治会館)
 平成 19 年 2 月 15 日 南部離島村長議長連絡協議会役員会 (14:00 ポートホテル)
 平成 19 年 2 月 15 日 南部離島村長議長連絡協議会役員会 (15:00 ポートホテル)

平成 19 年 2 月 16 日 産業祭り（10：10 総合センター）
 平成 19 年 2 月 16 日 第 3 回沖縄郵政事業懇談会（欠席）
 平成 19 年 2 月 17 日 体協卓球大会（座間味校）
 平成 19 年 2 月 18 日 ホエールウォッチング協会理事会（17：00 コミュニティーセンタ
 平成 19 年 2 月 18 日 ホエールウォッチング協会総会（18：30 コミュニティーセンター）
 平成 19 年 2 月 19 日 南部広域行政組合定例議会（14：00 南部総合福祉センター）
 平成 19 年 2 月 19 日 サバニレース検討会（19：00 宜野湾マリーナ港事務所）
 平成 19 年 2 月 20 日 南部振興会理事会（13：30 自治会館）
 平成 19 年 2 月 20 日 南部市町村会理事会（14：30 自治会館）
 平成 19 年 2 月 24 日 ツーリズムフォーラム（17：00 座間味総合センター）
 平成 19 年 2 月 26 日 照屋寛徳秘書日帰り（助役対応）
 平成 19 年 2 月 26 日 国保事務決済（11：30 那覇出張所）
 平成 19 年 2 月 26 日 南部市町村会定例議会（16：30 自治会館）
 平成 19 年 2 月 27 日 多会議（11：00 自治会館）
 平成 19 年 2 月 28 日 離振協理事会（09：30 自治会館）
 平成 19 年 2 月 28 日 市町村職員互助会定期総会（11：15 自治会館）
 平成 19 年 2 月 28 日 大田弁護士事務調整（15：30 大田事務所）
 平成 19 年 3 月 1 日 読売新聞記者来訪（日帰り）
 平成 19 年 3 月 1 日 21 ざまみ取締役会議（13：00 総合センター）
 平成 19 年 3 月 2 日 沖縄県知事との懇談会（18：00 松風苑）
 平成 19 年 3 月 3 日 自民党本部地域活性化推進会議沖縄（10：00 ハーバービュー）
 平成 19 年 3 月 6 日 全員協議会（14：15 議場）
 平成 19 年 3 月 9 日 太平沖縄県警察本部長来訪（15：55 日帰り）
 平成 19 年 3 月 10 日 3 校卒業式
 平成 19 年 3 月 11 日 東京都立小石川高校 320 名入村式（17：00）

○村長（仲村三雄）

おはようございます。いよいよ 3 月定例議会でございます。ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、村長の平成 18 年第 4 回定例議会における報告でございますけれども、去年の 12 月 14 日、定例会の翌日からの日程でございます。

ここに 4 枚綴りの 4 ページで報告事項まとめてありますので、この中で 3 点ほど説明をさせていただきますと思ひております。

最初に 12 月 15 日、地域再生計画説明会というのがありますけれども、これは、今、安倍内閣が地域再生をする地域には、交付金を交付して地域の活性化を図っていくという前小泉内閣が、特区が主になったのに対して、地域再生計画というのをやっていくということで、実は 11 月 28 日に阿嘉の研究所、アマグスクの大森先生から紹介を受けまして、座間味の近海、いわゆる、座間味近海のサンゴを世界のプロジェクトとして持っていくと、今、非常に大まかな話で申し訳ないのですが、そういうことを、ひとつ、地域計画の中に組み込んでいくという御提案があって、今、国の声係の日本環境技術センターという事で、今、その事を、いろいろ計画書を作っているところでございます。

ということで、これは後ほど、4 月 15 日頃に計画書が、たたき台が出て来る事になりますので、その時に、また、皆さんに御説明をして方向性を掴んでいきたいという事で説明させていただきたい。後は、そのまま走りまして、次に 4 ページの 3 月 3 日というのがありますけれども、これはハーバービューで自民党の、いわゆる、地域活性化推進会議という事で、まさしく、今、私が申し上げた内容のメニューが沢山あります。

これはぜひ先生方もご覧になりまして、やはりこの地域どういうことをしたらやはり地域活性化につながっていくかという事を、また教えて頂きたいという風に思ひておまして、その会議がハーバービューで催されております。沢山の資料が出ておりますので、是非、皆さんもご覧いただきまして、私を御指導いただきたいと思いますと思ひております。

これをもちまして私の行政報告とさせていただきます。

○議長（金城英雄）

以上、村長の行政報告は終わります。

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、7 番 宮里清之助議員及び 8 番 宮平秀保議員を指名します。

日程第4・会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの5日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異義なし」と言う者あり)

異義なしと認めます。したがって会期は、本日から3月16日までの5日間と決定しました。

日程第5・施政方針を行います。 仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

それでは、平成19年度の施政方針について、申し述べさせていただきます。まず、はじめにという所から始まっておりまして、12ページまでの行程となっておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

平成19年度 施政方針

はじめに

平成19年第1回座間味村定例議会の開会にあたり、提案いたしました、諸議案の説明に先立ち、私の村政運営に関する基本姿勢と所信の一端を申し述べ、議員各位、並びに村民の皆さんの御理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

私は、村長に就任以来、地方自治の本旨に則り、「肝清さ、技稽さ、島ぬ美らさ」いわゆる、村民の融和と協働による活力ある島（村）づくりを村政運営の基本理念に据え、座間味村第三次総合計画に沿って、豊かな自然環境の維持・増進に配意しつつ、「自然にやさしく・自然を活かす島づくりーアクティブ・エコロジー・アイランドづくり」を推進して参りました。

施策の経緯と成果

環境の保全については、観光客の増加に伴う下水の自然放流が海域に与える影響が、極めて大きいことが指摘され、そのまま放流すると海域のサンゴは、10年以内には、壊滅的打撃を受けるとされたことから、平成9年度の座間味島を皮切りに平成15年度、阿嘉島、平成16年度、慶留間島に下水処理場を整備し、供用開始をしてきたところ、水質が改善され海域には、サンゴの着床、小魚の回遊、また海草の生育などが見られるようになりました。

また、昨年は「楽園一 ZAMAMI」プロジェクトに沿って官民が一体となった「慶長間海域保全会議」が組織され、ビーチクリーン活動やオニヒトデ対策が充実されたほか、陸域の景観保全や自然保護を目標とするさまざまブランド作成の取組みが開始されました。

観光産業については、本村の観光が、ダイビングを主とする海のアクティビティーに頼る面が多かったが、体験滞在交流促進事業の推進により、体験美ら海づくり事業や体験ふれあい森づくり事業を通して、座間味観光サポーターが形成されました。なお、イベントについては、従来のあり方を見直し、簡素化にして中身の濃い物となりました。また、観光は複合産業と称されるように、観光客の消費の動向を把握し、他の産業とリンクした複合産業の確立を目指す地産地消の取組みについては、平成18年度、離島フェアに7生産者、13品目が出展され、東京銀座の「わしたショップ」においても好評を博するなど特産品として、位置づいたほか、地域内利用も促進されました。

廃棄物処理については、ゴミの焼却処理において、座間味クリーンセンター(溶融炉)の操業者が得られず、村民に不安とご心配をかけましたが、操業者を組織し、阿嘉クリーンセンターから排出される焼却灰を含め、無事、焼却を完了したところであります。また、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、廃棄物の減量化や資源化対策として、3R（リサイクル、リデュース、リユース）に取組み、缶類及びペットボトルについては、リサイクル（再利用）の糸口を掴むことが出来ました。

水不足の解消については、昨年もまた少雨のため、座間味島においては平成18年11月27日から平成19年1月22日までの38日間の給水制限を行い、地域住民及び観光客に多大のご不便を掛けていたところでありますが、水資源の安定確保を、図るための座間味村渇水対策事業推進委員会を設置し、将来計画が話し合われた。このような中、阿真地区に取水堰が着手されました。

保健・医療・福祉サービスについては、健康セミナーの開催や「健康・福祉まつり」などを通して、村民一人一人が自覚を持って健康づくりができるよう各種事業の内容の充実を図りました。介護福祉においては高齢者の生活を支える地域包括ケアの中核機関として、従来の在宅介護支援センターの機能をさらに強化した地域包括支援センターを設置し、「きっちゃき予防教室」を定例化するなど予防事業に努めました。また、介護保険を利用した通所サービス事業所の開設、ショートステイの実現に向けて体制を整えることができました。

インフラ整備については厳しい財政運営の中、道路については座間味～阿佐線改良の継続と慶留間～阿嘉線の整備を完了したところであります。なお、港湾については、座間味港西岸壁に静穏度を高めるための波除堤の工事が着手されました。また、情報通信の整備については、阿嘉・慶留間ブロードバンドが開通の運びとなります。

教育については、「村づくりは人づくりから」を基本理念に据え、学校教育、社会教育の充実を図るとともに、本村の特性を活かした取組みを行ない、学校教育では、児童生徒の学習意欲の向上とあわせて、各教科において一定の成果を得ることができました。なお、生涯学習については、社会福祉部門との連携の下、急激な社会変化に対応した学習機会を提供するとともに、英会話、女性教室などの充実を図って参りました。

航路事業については、クイーンざまみが定期検査のため、長い日数の連休となり利用者にご不便を掛けましたが、その中にあっても利便性の確保に努めるとともにサービスの向上に努めて参りました。

村民との対話の促進について、昨年 1 月に村民の皆様の声を反映させるための機関として「行政サービス改善窓口」を設け、村民の声の集約を行なうとともに、座間味地区、阿嘉・慶留間地区で村づくり意見交換会を実施し、村政に反映させて参りました。なお、このような機会をとおして、行政と村民の協働による村づくりの気運が高まってきたことは、今後の行政運営に大きく寄与するものと期待するところであります。

行政改革については、昨年は三位一体の改革等の影響により、財政はかなり逼迫し、一般会計及び特別会計を合わせた公債比率が 30.7%となることから「出づるを制する」の考えの下に、可能な限りの節約を行い、平成 18 年度に予定した事業は一応、終了できる見込みとなっています。

以下、これまでの施策の経緯、その成果を基に、平成 19 年度の方針を申し述べます。

「予算は村民のもの」の視点に立ち、かかる情報の公開はもちろんのこと、効率的、且つ効果的な事業執行に努めて参ります。

具体的には、各事業事に、その事業の必要性から、村民の合意形成、実施計画、行程、実施、進捗、結果、効果、評価について、情報の開示はもとより、行政サービス改善窓口を通して、村民の声を集約し、行政サービスの向上に努めて参ります。そのためには、私は、本年度を財政健全化元年と位置づけ、自己財源確立のための組織を設置するとともに受益者負担の適正化や法定外目的税の導入、構造改革特区並びに地域再生計画の指定に向けて取組んで参ります。

1 行政改革の推進

前年度に引続き、限られた財源を有効に活用していかなければならないことは当然であり、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行財政改革を推進すると共に、歳出全般にも徹底した合理化・削減・事業の見直し、組織・機構の改革による運営コストの削減を進め、効率的で持続可能な財政への転換を積極的に推進しなければなりません。また、今、行政としてやれる事、やらねばならない事を、それぞれの分野において知恵を出し合い、議論を重ね、行政の責務として実践していかなければならないと考えております。

平成 19 年度は、厳しい財政状況を踏まえながら、一切の領域を設けず、一般行政経費とともに、義務的経費の見直しを行い、また、下水道、簡易水道等の使用料・手数料等の見直しを含め、自主財源の適正化を図る必要があります。

村の財政規模の縮小による全体的な枠組みの縮小は必然であります。職員には、今日の財政状況の危機感を十分に認識し、職員一人一人の意識改革と行動により、行政課題の解消に向け、住民の方々より協働し、村全体の意識改革を積極的に推し進め、明日に向けた自立性の高い村の基盤づくりを確立していく必要があると考えています。

市町村合併については、平成 19 年 4 月 1 日からの合併特例法（合併新法）の施行により、総務大臣の定める基本指針に基づき、策定される県の市町村合併に関する構想に沿って、市町村は、各自治体それぞれの意思を踏まえて、合併を進めることになっているが、構想市町村（那覇市、与那原町・渡嘉敷村・座間味村、粟国村・渡名喜村）行政体制整備研究会が県により設けられ、単独（自立）か、広域か、合併かの調査研究が進められているところであります。

本村としては、国が合併に際しては、自治体の意見を尊重するとしながらも、行財政改革と地方分権の推進の立場から、合併が推進している状況の中では、合併問題を真剣に受け止めていく必要があります。

2. 自然環境の保全

本村の恵まれた自然環境は、村づくりに欠く事のできない貴重な財産であるとの認識の下、豊かな自然資源を護っていくため、海域保全のための活動を渡嘉敷村と共同で、本年度も官民一体となって進め

ていくと共に、上水の多量需要者を中心に下水道接続の向上を図ります。また、海や陸での活動のルールを広報周知し、マナーの啓発にも努めてまいります。

3. 観光振興

本村は、これまで美しい海を主たる観光資源として、大きく発展してきましたが、最近の観光客の入り込み状況は、沖縄県全体の入り込み客数が増加している中で、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。昨年の本村の観光入込客数をみますと、84,877人と対前年比96.3%で3,260人の減となっております。

これまで同様にイベントを充実し、観光客の増加に努めて参ります。本村観光に対するニーズが多様化しており、新たな展開が求められております。このような状況を踏まえ、体験美ら海づくり事業や体験ふれあい森づくり事業などを活用し、多様なニーズに対応した通年・滞在型の観光地の形成を目指して取り組んでまいります。

4. 複合産業の確立

本村の産業は、観光を核として成立っており、観光産業とリンクした産業・複合産業の確立に向け努力してきましたが、未だ、その方向性に弱い現状にあります。複合産業の確立において、地産地消の仕組みを上げることが最も重要なこととされる。

農産物においては、在来の作目に加え、パパイアやインカのめざめなどの生産奨励をすると共に新しく開発されたローゼルは大きく期待されます。これら農作物の安定供給がなされるためには、生産基盤の整備が重要であり、作付面積の確保については、流動化事業の充実を図ります。作物の栽培に当たっては、食品の安全を確保するため、有機農法を進めます。このため、畜産農家に堆肥の生産を奨励します。

水産物については、モズクとその製品やなまり節が特産品として位置づいてきましたが、その生産体制や原料確保に不安定な要素もあるとされ、その改善に向けては、自助努力を基本とするが、可能な限りの支援を行なって参ります。漁業協同組合においては、専門者の努力の下に一定の水揚げが得られるようになったが、養殖部門で成績が良くないとされることから、その改善が必要であります。このような状況の中で、これまで実施してきた朝市の反省を踏まえて、生産者と需要者であるホテル、民宿業者や観光客との間にミスマッチがないよう商工会や(株)21ざまみの協力を得て地産地消を強力に進めて参ります。

5. 廃棄物処理

阿嘉、慶留間地区の一般廃棄物を座間味クリーンセンターへ統合し溶融処理を行なう体制を整えて参ります。また、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、缶類及びペットボトル、瓶のリサイクルとしての排出体制を整えつつある中において、今後は廃棄物の4R(リサイクル、リデュース・リユース・リフューズ)を積極的に推進して参ります。特に溶融炉を運転するには、燃料費の節減を図るため、補助燃料としてタイヤチップの利用を行い、焼却灰の活用による良質のスラグの生産を推進します。さらに排熱を利用した海水の淡水化等により、溶融炉の冷却水の確保を検討して参ります。

6. 水不足の解消

安定した水の供給を図るため、座間味村渇水対策事業推進委員会の識を経て、渇水に強い座間味村の水道と地域づくり「安定水源の確保・節水型社会の形成・環境保全の強化」に取り組んで参ります。このような中、沖縄県による水源流域保全事業(ウフ川堰)が着手され、平成21年3月完成を目途に事業が進められています。ウフ川堰より、新たな水源を確保するにあたり、導水施設等の整備のため簡易水道事業統合計画及び変更認可等の事務に着手して参ります。さらに、公共施設における雨水の利用を推進します。

7. 保健・医療・福祉サービスの充実

本村も、超高齢化社会の到来に備えて、福祉のあり方を地域全体で考える時期に来ています。村民のご意見を積極的に伺いながら、今後の福祉のあり方を検討し、皆様に、その全体像を示します。平成19年度における具体的な事業については、社会福祉協議会と連携して進めてまいります。また、「座間味村介護サービス確保対策事業推進委員会」の提言書に基づき、既存の施設を活用しながら介護保険を利用した適所サービス・ショートステイの実現に向けて、人材確保、事業所認可の見直しを図ります。また、平成18

年度に設置した地域包括支援センターを活用し、介護予防教室、介護保険やその他のサービスについての総合的な相談・支援事業を展開して参ります。更に、平成 20 年度に実施される医療改革に向けて、人材の育成を図り、診療所の協力を得ながら、生活習慣病予防の強化を進めると共に、村民一人一人が健康づくりに対して自覚を持てるよう各種保健事業の充実を図ります。

8. インフラの整備

道路整備については、村道座間味～阿佐線を引き続き拡張整備をします。港海整備については、座間味港の航路俊櫟及び西側岸壁波除堤（延長 110m）を整備し、静穏度の向上を図ると共に、浮き桟橋の設置により、利用者の安全な乗降を確保し、船舶の災害、破損等を防止できるよう整備促進して参ります。

9. 教育

地域に根ざし、地域の特性を活かした教育活動を通して、環境教育や体験学習の充実を図ると共に、外国人英語指導助手の配置や人材派遣事業（婦恋村交流学习事業、海外ホームステイ）を実施し、児童生徒の育成を図ります。

また、幼児教育については、3歳児～5歳児保育を継続実施し、生活体験や遊びを中心とする集団生活の場の設園や環境整備に努め、幼児教育の充実に努めます。

生涯学習については、急激な社会変化や多様化する地域住民のニーズに対応できる学習機会の提供に努め、社会教育団体や社会教育指導者の育成・確保に努め生涯学習の充実を図ります。

慶留間幼稚園については、行政改革プランに位置づけられた平成 20 年度の統合に向けて、十分な調査研究を進めて参ります。

10. 航路事業

航路事業については、安全航海をモットーに住民の足として、また、産業航路として利用者の利便性の向上に努めて参ります。特に、観光産業の振興を図る上で重要な役割を担う事を強く認識し、年々多様化する観光客のニーズに即しながら、誘客、効率的な運航形態の形成に努めます。航路事業は燃料の高騰により、現在の運賃体系では経営が成り立たなくなっており、運航費用の節減はもとより代替燃料や適正な運賃体系等の導入を図る必要があります。また、旅客サービス業であるという原点に立ち、接客マナーの向上に向け、職員の資質の向上や意識の高揚を図って参ります。

11. 村民との対話

今年も「行政サービス改善窓口」を通して、役場に対する要望、ご意見等を、常時、受け付け、サービスの向上を図って参ります。そのために「むらづくり意見交換会」を必要に応じて、開催し村民の御意見に対し、迅速に取り組んで参ります。

終わりに

財政困窮の折ではありますが、将来的に、住民の方々に大きな負担を掛ける事業もありますが、今やっておかなければ時代の流れに乗り遅れ、将来に過根を残す事態を招き、村の過疎化、衰退に拍車を掛け兼ねません。

本議会での徹底した議論をお願い申し上げるものでございます。

以上、こうした施策の方向性を具体化するため、住民の声と知恵を反映した取組みが不可欠であると考えております。

村の再生に向けましては、行政内部の改革のみならず、村民と行政が共に考え、行動し、その行動に自らが責任を持ち、信頼関係に支えられた「協働社会」を構築する必要があります。ご協力を賜りますようお願い申し上げ、施政方針といたします。

○ 議長（金城英雄）

以上で、施政方針は終わります。暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開します。

日程第 6・提出議案の説明を行います。

議案第 1 号から議案第 36 号までの議案の説明を行います。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第 1 号

座間味村に副村長を置かない条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 1 項の但し書きの規定に基づき副村長を置かないため、条例を制定する必要がある。

座間味村に副村長を置かない条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 1 号

座間味村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 1 項但し書きの規定に基づき、副村長は置かない。

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

座間味村収入役を置かない条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

地方自治法の一部改正のため、収入役が廃止されることから、座間味村収入役を置かない条例を廃止する必要がある。

座間味村収入役を置かない条例の廃止

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 2 号

地方自治法の一部改正により、収入役が廃止されることから座間味村収入役を置かない条例を廃止する。

議案第 3 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 3 号

（座間味村表彰条例の一部改正）

第 1 条 座間味村表彰条例（昭和 60 年 6 月 28 日条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「並びに助役及び収入役」を削除する。

（座間味村敬老年金支給条例の一部改正）

第 2 条 座間味村敬老年金支給条例（1969 年 8 月 11 日条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「村収入役」を「村長」に改める。

（座間味村船舶運航事業条例の一部改正）

第 3 条 座間味村船舶運航事業条例（1968 年 1 月 10 日条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中 3 項「収入役」を「会計管理者」に改める。

（座間味村職員定数条例の一部改正）

第 4 条 座間味村職員定数条例（昭和 47 年 5 月 20 日条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「吏員」を「職員」に改める。

（座間味村税条例の一部改正）

第 5 条 座間味村税条例（昭和 58 年 3 月 14 日条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1条中「村吏員」を「村職員」に改める。

(座間味村飼い犬条例の一部改正)

第6条 座間味村飼い犬条例（平成12年3月21日条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月12日

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

地方自治法の一部改正により、関係する条例の字句の置き換えを整理する必要があるので、この条例を提案する。

議案第4号

座間味村課設置条例の改正について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、別紙の通り議会の議決を求める。

平成19年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するにあたり組織の再編を行うため、条例を改正する必要がある。

座間味村課設置条例

平成19年3月12日

条例第4号

座間味村課設置条例（平成18年条例第2号）の全部を改正する。

(目 的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。

総務・企画課

税政課

住民課

環境衛生課

経済建設課

船舶課

会計課

(課の事務分掌)

第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務・企画課

- (1) 儀式及び表彰等に関すること。
- (2) 村議会及び村行政一般に関すること。
- (3) 公告式に関すること。
- (4) 条例に関すること。
- (5) 職員の人事及び給与に関すること。
- (6) 職員の服務、賞罰及び福利厚生に関すること。
- (7) 文書の收受発送及び公印の保管に関すること。
- (8) 消防防災、防犯及び交通安全に関すること。
- (9) 選挙に関すること。
- (10) 村有財産に関すること。
- (11) 基金及び有価証券の管理運用に関すること。
- (12) 個人情報の保護に関すること。
- (13) 情報公開に関すること。
- (14) 庶務に関すること。
- (15) 地域情報化に関すること。
- (16) 男女共同参画に関すること。
- (17) 一般財政・予算に関すること。

- (18) 広報及び統計（他課の所掌に属するものを除く）
- (19) 村長秘書業務に関する事。
- (20) 国際交流及び姉妹都市に関する事。
- (21) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事。
- (22) 企画及び総合調整に関する事。
- (23) 自然環境の保護に関する事。
- (24) 第3セクターに関する事。
- (25) 行革に関する事。
- (26) 公営住宅の入居・管理に関する事。
- (27) 公共施設指定管理に関する事。
- (28) 村長の指示する特命尋口頁に関する事。
- (29) 他課の所管に属しない事。

税政課

- (1) 村税及び県民税の賦課徴収に関する事。
- (2) 固定資産税賦課徴収及び資産評価に関する事。
- (3) 法定外目的税の賦課徴収に関する事。
- (4) 村有財産の処分・整理に関する事。

住民課

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事。
- (2) 印鑑登録に関する事。
- (3) 外国人登録事務に関する事。
- (4) 社会福祉に関する事。
- (5) 障害者福祉に関する事。
- (6) 老人福祉に関する事。
- (7) 児童福祉に関する事。
- (8) 母子福祉に関する事。
- (9) 国民年金に関する事。
- (10) 老人保健医療に関する事。
- (11) 国民健康保険に関する事。
- (12) 保健衛生に関する事。
- (13) 福祉計画に関する事。
- (14) 援護事務に関する事。
- (15) 村民の請願・陳情に関する事。

環境衛生課

- (1) 環境衛生に関する事。
- (2) 簡易水道に関する事。
- (3) ダム管理に関する事。
- (4) 下水道に関する事。
- (5) 清掃及びごみ処理に関する事。
- (6) 墓地に関する事。
- (7) エネルギーに関する事。

経済建設課

- (1) 土木及び建築に関する事。
- (2) 道路、河川、橋梁及び海岸に関する事。
- (3) 港湾に関する事。
- (4) 公営住宅建設に関する事。
- (5) 空港管理に関する事。
- (6) 失業対策事業に関する事。
- (7) 失業保険に関する事。
- (8) 商工業の振興に関する事。
- (9) 商工会との連絡調整に関する事。
- (10) 観光の振興に関する事。
- (11) 農林、水産及び畜産に関する事。
- (12) 土地利用に関する事。
- (13) 農業委員会に関する事。
- (14) 漁港及び漁港関係事業に関する事。

(15) 土地利用計画に関すること

船舶課

- (1) 船舶運送事業に関すること。
- (2) 観光集客業務に関すること。

会計課

- (1) 歳入歳出予算の収支決算に関すること。
- (2) 現金の出納及び保管に関すること。
- (3) 物品の出納に関すること。
- (4) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (5) 支出負担行為の確認に関すること。
- (6) 有価証券、株券等の保管に関すること。
- (7) その他会計事務に関すること。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

座間味村渇水対策基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

基金の効率的な運用を図るため、条例を改正する必要がある。

座間味村渇水対策基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 5 号

座間味村渇水対策基金の設置管理及び処分に関する条例（平成 18 年 3 月 13 日条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条以降を次のとおり改める。

（繰替運用）

第 6 条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することが出来る。

（委 任）

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の旅費支給条例（平成元年 3 月 13 日条例第 8 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するため、座間味村職員の旅費を改正する必要がある。

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 6 号

座間味村職員の旅費支給条例（平成元年 3 月 13 日条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中、「別表第 1」を、次のとおり改める。

別表第 1 内国旅行の旅費

鉄道賃 及び船賃	航空賃	車賃 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	2,000 円	13,000 円	11,000 円	6,500 円	2,000 円

備考：宿泊料の欄、備中、甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市及び福岡市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には乙地方に宿したものとみなす。宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。

第 20 条 2 項を、次のとおり改める。

2 日額旅費の区分、金額は別表第 2 のとおりとする。

別表第 2 研修等日額旅費

区 分	金 額	備 考		
県外における研修、講習、訓練、又は船舶検査を受けるため旅行する場合	1 自治大学校等の寄宿舍その他これに準ずる宿泊施設に宿泊するとき。	4,600 円	1、在勤地から当該研修地間の往復の旅費、研修地が 2 以上にわたる場合で当該研修地間を旅行する旅費、又は一時他の地に旅行する場合の旅費(見学等のための旅行が同一地域内で引き続き行われる場合は、当該地に到着した日の翌日から当該地を出発する日の前日までに係る旅費は除く。)については、条例に基づく旅費を支給する。ただし、特別車両料金及び特別船室料金は支給しないものとし旅客運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、その者に支給される運賃の直近下位の等級の運賃を支給するものとする。 2 自治大学校等の研修において庁費等の実費を徴する場合は、左に掲げる旅費のほか、当該実費額に相当する旅費を支給する。	
	2 下宿、公用の宿泊施設その他、これに準ずる宿泊施設に宿泊するとき。	5,600 円		
	3 旅館に宿泊するとき(①から③までの合計金額)	① 15 日未満		11,000 円
		② 15 日以上 30 日未満		8,900 円
県内における研修、講習、又は訓練を受けるため旅行する場合	1 公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設で宿泊料を徴収するとき。	5,000 円		
	2 旅館に宿泊するとき(①から③までの合計金額)	① 15 日未満		6,500 円
		② 15 日以上 30 日未満		6,000 円
		③ 30 日以上		5,500 円

第 26 条中、「別表第 2」を「別表第 3」とし、次のとおり改める。

別表第 3 外国旅行の旅費

1、日当、宿泊料及び食卓料

日当	宿泊料	食卓料
6,000 円	18,000 円	6,000 円

宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。

2 支度料及び死亡手当て

支度料(定額)	死亡手当
60,000 円	460,000 円

附 則この条例は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

議案第 7 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 47 年 6 月 22 日条例第 26 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費を改正する必要がある。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 7 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 47 年 6 月 22 日条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中、「別表第 1」を、次のとおり改める。

別表第 1（第 3 条関係）

職名	給料月額
村 長	536,000 円

第 5 条中、「別表第 2」及び「別表第 3」を、次のとおり改める。

別表第 2（第 5 条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)			食卓料 (1 夜につき)
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	2,000 円	13,000 円	11,000 円	6,500 円	2,000 円

備考：宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市及び福岡市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には乙地方に宿したものとみなす。

宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。

別表第 3（第 5 条関係）

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

日当	宿泊料	食卓料	
6,000 円	18,000 円	6,000 円	

宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。

2 支度料及び死亡手当

支度料（定額）	死亡手当
60,000 円	460,000 円

附 則この条例は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

議案第 8 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 47 年 6 月 20 日条例第 27 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり会議の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するため、教育長の給与を改正する必要がある。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 8 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 47 年 6 月 20 日条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中、「月額 441,000 円」を「月額 408,000 円」に改める。

附 則この条例は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

議案第 9 号

座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 47 年 6 月 20 日条例第 24 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するため、座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等を改正する必要がある。

座間味村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 9 号

座間味村議会議員の報酬及び費用弁償等にする条例（昭和 47 年 6 月 20 日条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中、議長 「月額 204,000 円」を「月額 187,000 円」に、

副議長 「月額 170,000 円」を「月額 155,000 円」に、

議員 「月額 157,000 円」を「月額 147,000 円」に、改める。

第 4 条 2 項中、別表を、次のとおり改める。

別表（第 4 条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃及船賃	航空賃	車賃 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)			食卓料 (1 夜につき)
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	2,000 円	13,000 円	11,000 円	6,500 円	2,000 円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市及び福岡市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には乙地方に宿したものとみなす。

宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

日当	宿泊料	食卓料
6,000 円	18,000 円	6,000 円

宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。

2 支度料及び死亡手当て

支度料（定額）	死亡手当
60,000 円	460,000 円

附 則この条例は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

議案第 10 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年 6 月 20 日条例第 25 号）の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償を改正する必要がある。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 10 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年 6 月 20 日条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中、別表 1 を次のとおり改める。

別表 第 1（第 2 条関係）

番号	職 名	報酬の額	番号	職 名	報酬の額
1	教育委員会委員長	月額 33,000 円	17	選挙立会人	日額 8,000 円
2	同 上 委 員	〃 28,000 円	18	投票管理者	〃 9,600 円
3	農業委員会会長	〃 33,000 円	19	投票立会人	〃 8,000 円
4	農業委員会副会長	〃 29,000 円	20	開票立会人	〃 8,000 円
5	同 上 委 員	〃 28,000 円	21	選挙従事者	〃 6,800 円
6	同上委員（議員）	〃 28,000 円	22	固定資産評価員 補助金員	〃 3,500 円
7	選挙管理委員会 委 員 長	33,000 円	23	その他の調査員	〃 3,500 円
8	同 上 委 員	28,000 円	24	その他の委員	〃 3,500 円
9	監 査 委 員	〃 33,000 円	25	土地事務嘱託員	月額 170,000 円以内
10	同上委員（議員）	28,000 円	26	保健師業務嘱託員	月額 230,000 円以内
11	固定資産評価審査 委員会委員長	日額 3,500 円	27	介護支援嘱託員	月額 220,000 円以内
12	同 上 委 員	3,500 円	28	保健事業嘱託員	月額 200,000 円以内
13	社会教育委員	3,500 円	29	機械設備管理 嘱 託 員	月額 200,000 円以内
14	文化財調査審議委員	3,500 円	30	情報ネットワーク 嘱 託 員	月額 200,000 円以内
15	体 育 指 導 員	年額 14,000 円	31	給食センター 調理師嘱託員	月額 200,000 円以内
16	選 挙 長	日額 9,600 円	32	税務事務嘱託員	月額 170,000 円以内

第3条2項中、別表第2を、次のとおり改める。

別表第2（第3条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃 及び船賃	航空賃	車賃 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	2,000円	13,000円	11,000円	6,500円	2,000円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市及び福岡市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。

丙地方とは、沖縄県内をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には乙地方に宿したものとみなす。

宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日より施行する。

議案第11号

座間味村使用料条例の一部を改正する条例について

座間味村使用料条例（昭和47年6月20日条例第36号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するため、座間味村使用料条例の一部を改正する必要がある。

座間味村使用料条例の一部を改正する条例

平成19年3月12日

条例第11号

座間味村使用料条例（昭和47年6月20日条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

行政財産の名称	単位	使用料
座間味村救急用ヘリポート	1回ごと	3,000円
保健師住宅	月額	5,000円

第3条を次のとおり改める。

第3条 村は、別表第2に掲げる公の施設を利用する者から同表に定める使用料を徴収する。

第3条の別表2を次のとおり改める。

別表第2（第3条関係）

公の施設の名称	単位	使用料
座間味村離島振興総合センター (食堂)	月額	33,000円
座間味村離島振興総合センター (事務所)	月額	30,000円
地域総合施設（鮮魚店）	月額	25,000円

附 則

この条例は、平成19年4月1日より施行する。

議案第 12 号

座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について

座間味村立交流センター使用料徴収条例（平成 8 年 3 月 25 日条例第 7 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するため、座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する必要がある。

座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 12 号

座間味村立交流センター使用料徴収条例(平成 8 年 3 月 25 日条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の別表

備考 2 を次のように改める。

2 宿泊を要する場合 1 人 1 泊 500 円

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

議案第 13 号

重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について

重要文化財高良家住宅管理に関する条例（平成 13 年 3 月 22 日条例第 1 号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するため、重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する必要がある。

重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 13 号

重要文化財高良家住宅管理に関する条例（平成 13 年 3 月 22 日条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（5 条関係）

観覧料

区 分	個 人	団 体
大 人	300 円	260 円
高校生・大学生	250 円	200 円
小・中学生	160 円	130 円

（団体は、20 人以上から適用する。）

第 10 条の別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（10 条関係）

使用料

大人	区分	使用料(1時間)	備 考
村 内		2,000 円	
村 外		3,000 円	

・使用時間を超過して使用する場合は1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。）を限度として料金1,000円を加算する。

附 則この条例は、平成19年4月1日より施行する。

議案第14号

座間味村離島振興センター、座間味村字阿嘉島離島振興センターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和56年12月24日条例第11号）の一部を改正する条例について地方自治法第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革の推進と、総合センターの適正な維持管理を図るため、条例を改正する必要がある。

座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例

平成19年3月12日

条例第14号

座間味村離島総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興センターの設置及び運営管理に関する条例（昭和56年12月24日条例第11号）の一部を次のように改正する

第1条～第11条 略

（使用料）

第12条 総合センターを使用する者から、別表に掲げる使用の区分に応じ、それぞれの当該別表に定める金額に100分の105を乗じて得た金額の使用料を徴収する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表（第12条関係）

		基本使用料		追加使用料	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
集 会 場	村内	円	円	円	円
		5,000	8,000	1,000	1,600
	村外	12,000	15,000	2,400	3,000
調理実習室	村内	2,000	3,000	400	600
	村外	4,000	6,000	800	1,200
婦人講座室	村内	2,000	3,000	400	600
	村外	4,000	6,000	800	1,200
老 人 室	村内	2,000	3,000	400	600
	村外	4,000	6,000	800	1,200
娛 楽 室	村内	2,000	3,000	400	600
	村外	4,000	6,000	800	1,200
図書室兼会議室	村内	2,000	3,000	400	600
	村外	4,000	6,000	800	1,200
応 接 室	村内	2,000	3,000	400	600
	村外	4,000	6,000	800	1,200
宿 泊 室	村内	2,000	3,000	400	600
	村外	4,000	6,000	800	1,200
青 年 室	村内	2,000	3,000	400	600
	村外	4,000	6,000	800	1,200

備考

1～7 略

8 冷房暖房使用料については、1時間あたり次の料金を課する。

1階全室 1,000円

2階全室 500円

附 則この条例は、平成19年4月1日より施行する。

議案第15号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年4月10日条例第4号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年3月12日提出

座間味村長 仲村 三雄

提案理由

行財政改革を推進するため、職員の特殊勤務手当に関する条例を改正する必要がある。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平成19年3月12日

条例第15号

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年4月10日条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のとおり改める。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする

- (1) 行旅病人等取扱手当
- (2) 幼稚園長兼務手当
- (3) 暴風時勤務手当
- (4) 航海手当
- (5) 伝染病防疫作業手当

第3条、第4条を、削除する。

第5条を、繰り上げる。

第6条を、削除する。

第7条を、繰り上げる。

第9条の全文を、次のとおり改めて繰り上げる。

（航海手当）

第9条 航海手当は、船舶に乗り込む職員が航海業務に従事した場合に支給する。

2前項の手当の額は、勤務1月につき次の表の左欄に掲げる職名の区分に応じ、当該右欄に掲げる額とする。

職名	手当の額
船長	23,000円
船長代行、機関長	18,000円
一等航海士 一等機関士 次席一等航海士 次席一等機関士 事務長	15,000円
その他の乗組員	10,000円

3 月の初日から末日までの期間において、勤務した日が 15 日以上の場合は、全額を支給する。勤務した日が、月 15 日未満の場合は、月額額の 2 分の 1 を支給する。

4 勤務した日が、月 15 日未満の場合は、月額額の 2 分の 1 を支給する。
第 11 条を削除し、第 12 条以降を繰り上げる。

附則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

議案第 16 号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービスの適正な維持管理を図るため、地方自治法第 225 条の規定により条例を制定する必要がある。

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 16 号

(趣 旨)

第 1 条 村が整備した光ファイバー及び無料ブロードバンド網の適正な運用及び村民が高速インターネットを活用できる環境整備を図り、村民サービスの向上及び地域活性化に資するため、阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス（以下「本サービス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス基地局	沖縄県島尻郡座間味村字座間味 746 番地 沖縄県島尻郡座間味村字阿嘉 950 番地の 1 沖縄県島尻郡座間味村字慶留間 347 番地

(管 理)

第 3 条 本サービスの管理運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

(提供区域)

第 4 条 座間味村阿嘉・慶留間地内

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービスの使用料及び手数料を徴収するため地方自治法第 225 条の規定より条例を制定する必要がある。

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、阿嘉・慶留間プロードバンド・サービス（以下「本サービス」という。）の使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料及び手数料の徴収）

第 2 条 本サービスを使用する者から、使用料及び手数料を徴収する。

（使用料及び手数料の額）

第 3 条 使用料及び手数料の額は、別表に定める金額とする。

2 本サービスの変更若しくは、その他回線使用料の減額等があった場合は、第 1 項で定めた金額に関わらず減額された料金を適用する。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（税込）

区分	金額(税込)	備考
インターネット設定料金	5,250 円	※加入時利用者選択オプション
L A N配線工事料金	3,150 円～	※加入時利用者選択オプション
月額利用料金（タイプ 1）	4,725 円	
月額利用料金（タイプ 2）	7,140 円	
追加メールアドレス	210 円	※利用者選択オプション
受信メールウイルスチェック	210 円	※利用者選択オプション

議案第 18 号

座間味村の督促手数料及び延滞金条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲村 三雄

提案理由

行財政改革を推進するにあたり、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項の規定により督促に係る手数料及び延滞金の徴収に関し、条例を制定する必要がある。

座間味村の督促手数料及び延滞金条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 18 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号も以下「法」という。）第 231 条の 3 第 2 項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の村税外収入金（以下「税外収入金」という。）の督促に係る手数料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（督促手数料）

第 2 条 税外収入金の徴収につき、督促状を發した場所には、督促手数料として 1 通につき 100 円を徴収するものとする。

（延滞金の納付等）

第 3 条 税外収入金の納付義務者（以下「納付者」という。）に対して納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年 14.6%（督促状を發する前の期間及び督促状を發した日から起算して 20 日を経過した日以前の期間については、年 7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

（延滞金の端数計算）

第 4 条 延滞金額の計算の基礎となる未納金に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を、未納金額の全額が 100 円未満であるときは、その全額を切り捨てて計算するものとする。

2 延滞金の確定金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を、延滞金の確定金額が 10 円未満であるときは、その金額を切り捨てるものとする。

(延滞金の減免)

第 5 条 納付者が滞納したことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、村長は、延滞金を減免することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は村長が別に定める。

附 則 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の制定について

座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するにあたり、地方自治法第 225 条の規定により使用料を徴収するため条例を制定する必要がある。

座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例

平成 19 年 3 月 12 日

条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号 6 以下「法」という。）第 225 の規定に基づき、座間味村立学校体育施設の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第 2 条 使用料の額は、別紙のとおりとする。

(使用料納付の時期)

第 3 条 使用料は、前納しなければならない。ただし、超過使用料については使用后納付する。

(使用料の減免)

第 4 条 座間味村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国又は地方公共団体その他の公共団体において、その用に供するとき、その他特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額又は免除することができる。

(使用料の返還)

第 5 条 すでに納付した使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、その使用料の全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

○体育館

種別	入場料の有無	使用料 (1 時間あたり)	照明使用料 (1 時間あたり)	超過使用料 (1 時間あたり)
スポーツ等に使用する 場合	入場料有	500 円	500 円	それぞれの 1 時間 に相当する額
	入場料無	100 円	500 円	
その他の催し物に使用 する場合	入場料有	1,000 円	500 円	
	入場料無	100 円	500 円	

○運動場

種別	入場料の有無	使用料 (1時間あたり)	照明使用料 (1時間あたり)	超過使用料 (1時間あたり)
スポーツ等に使用料 する場合	入場料有	500円	100円	それぞれの1時間 に相当する額
	入場料無	100円	100円	
その他の催し物に使用 する場合	入場料有	1,000円	200円	
	入場料無	500円	200円	

備考

- 1 使用するための準備や使用後の片付けに要する時間も、使用時間に含むものとする。
- 2 使用予定時間を越えて使用した時間は、1時間未満でも1時間とみなし、超過料金を徴収する。

議案第20号

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。
平成19年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成19年3月12日
条例第20号

座間味村国民健康保険税条例（平成12年3月21日条例20号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項及び第13条中「53万」を「56万」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条第2項及び第13条の規定は、平成19年以後の年度分の保険料について適用し、平成18年分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第21号

沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

平成19年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

理 由

沖縄県市町村総合事務組合の事務所の移転に伴う住所の変更、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による収入役の廃止及び会計管理者の設置並びに監査委員の規定の整備をすることに伴い、同組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出する。

沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

沖縄県市町村総合事務組合規約（昭和63年沖縄県指令総第491号）の一部を次のように改正する。
第4条中「那覇市旭町116番地30沖縄県市町村自治会館内」を「那覇市」に改める。
第9条第1項中「組合長、副組合長及び収入役」を「組合長及び副組合長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 組合に会計管理者を置く。

第 10 条中「組合長、副組合長及び収入役」を「組合長及び副組合長」に改める。

第 11 条第 3 項を削る。

第 12 条第 1 項中「3 人」を「2 人」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、財務管理、事務の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合の議会の議員のうちからそれぞれ 1 人を選任する。

第 12 条第 3 項中「知識経験」を「識見」に改める。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

沖縄県介護保険広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を次のとおり変更する。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

沖縄県介護保険広域連合規約の一部を改正する規約

沖縄県介護保険広域連合規約（平成 14 年沖縄県指令企第 363 号一第 396 号）の一部を次のとおり改正する。

第 11 条第 2 項中「その定がないとき」を「その定めがないとき」に改め、同条第 3 項中「事務吏員」を「職員」に改める。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（会計管理者）

第 13 条の 2 広域連合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、第 14 条に定める職員のうちから、広域連合長が命じる。

第 14 条中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行による会計管理者の設置の規定の整備をすること等に伴い、沖縄県介護保険広域連合規約を変更するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、この案を提出する。

議案第 23 号

南部広域市町村圏事務組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり南部広域市町村圏事務組合格約を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行及び南部広域市町村圏事務組合の事務所の位置の変更に伴い、同組合格約を変更するには、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を必要とするので、この案を提出する。

南部広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合理約（平成 4 年沖縄県指令総第 713 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条中「那覇市旭町 116 番地 30 沖縄県市町村自治会館内」を「那覇市内」に改める。
第 10 条（見出しを含む。）中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

南部広域行政組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、南部広域行政組合理約を別紙のとおり変更する。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

（提案理由）

南部広域行政組合の組織団体である糸満市が、平成 19 年 3 月 31 日限りで同組合の一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務の共同処理を取り止めること及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行により収入役が廃止されること並びに監査委員の規定の整備をすること等に伴い、南部広域行政組合理約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第 290 条の規定に基づき本案を提案する。

南部広域行政組合理約の一部を改正する規約

南部広域行政組合理約（昭和 56 年沖縄県指令総第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「管理者、副管理者及び収入役」を「管理者及び副管理者」に改め、同条第 3 項を削る。

第 10 条中「管理者、副管理者及び収入役」を「管理者及び副管理者」に改め、「又は組合市町村の収入役」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（会計管理者）

第 10 条の 2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合市町村の会計管理者のうちから管理者が選任する。

第 12 条第 2 項及び第 3 項中「知識経験」を「識見」に改める。

別表第 2 第 3 条第 3 号に関する事務の項中「糸満市、豊見城市」を「豊見城市」に改める。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

沖縄県市町村自治会館管理組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、沖縄県市町村自治会館管理組合理約の一部を次のとおり変更する。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）の施行及び沖縄県市町村自治会館管理組合の事務所の位置の変更に伴い、同組合理約を変更するため、地方自治法第 290 条の規定に基づき、この案を提出する。

沖縄県市町村自治会館管理組合理約の一部を改正する規約

沖縄県市町村自治会館管理組合理約（昭和 48 年 10 月 1 日許可）の一部を次のように改正する。

第4条中「那覇市旭町116番地30沖縄県市町村自治会館内」を「那覇市内」に改める。

第6条及び第8条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に改める。

第9条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「管理者、副管理者および収入役」を「管理者及び副管理者」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改め、同条第3項中「副管理者および収入役は」を「副管理者は、」に改める。

第10条中「管理者、風I管理者および収入役」を「管理者及び副管理者」に改める。

第11条第1項中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（会計管理者）

第11条の2 この組合に会計管理者を置く。

第12条第1項中「吏員その他の」を削る。

第13条を次のように改める。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。この場合において、組合議員から選任する監査委員の数は1人とする。

3 監査委員の任期は2年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期による。

第14条中「および」を「及び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、沖縄県知事の許可の日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、この規約による改正後の沖縄県市町村自治会館管理組合規約（以下「改正後の規約」という。）第9条、第10条及び第11条の2の規定を適用せず、この規約による改正前の沖縄県市町村自治会館管理組合規約（以下「改正前の規約」という。）第9条、第10条及び第11条の規定は、なおその効力を有する。

（監査委員に関する経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、改正後の規約第13条の規定を適用せず、改正前の規約第13条の規定は、なおその効力を有する。

議案第26号

平成18年度座間味村一般会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成18年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

平成18年度座間味村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,454,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成19年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳入歳出補正予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 地方譲与税		16,007	379	16,386
	1 所得譲与税	5,568	379	5,947
3 利子割交付金		224	△64	160
	1 利子割交付金	224	△64	160
4 配当割交付金		173	11	184
	1 配当割交付金	173	11	184
5 株式等譲渡所得割交付金		62	79	141
	1 株式等譲渡所得割交付金	62	79	141
6 地方消費税交付金		9,767	△99	9,668
	1 地方消費税交付金	9,767	△99	9,668
7 自動車取得税交付金		3,253	404	3,657
	1 自動車取得税交付金	3,253	404	3,657
9 地方交付税		735,169	1,605	736,774
	1 地方交付税	735,169	1,605	736,774
11 使用料及び手数料		60,930	85	61,015
	1 使用料	45,959	85	46,044
16 繰入金		101,642	4,988	106,630
	2 基金繰入金	98,343	4,988	103,331
歳入合計		1,446,954	7,388	1,454,342

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 総務費		219,604	2,220	221,824
	1 総務管理費	193,107	2,220	195,327
款	項	補正前予算額	補正額	計
3 民生費		110,199	1,415	111,614
	1 社会福祉費	100,203	1,415	101,618
8 土木費		350,892	4,463	355,355
	2 道路橋りょう費	258,518	4,463	262,981
9 消防費		6,934	△795	6,139
	1 消防費	6,934	△795	6,139
10 教育費		177,659	85	177,744
	2 小学校費	37,015	85	37,100
歳出合計		1,466,954	7,388	1,454,342

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	村道座間味・阿佐線道路改良事業	97,888
10 教育費	5 社会教育費	平和教育冊子編集事業	3,261

議案第27号

平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成18年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,193千円とする。

2 歳入歳出子の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成19年3月12日

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 国庫支出金		50,088	3,768	53,856
	2 国庫補助金	14,553	3,768	18,321
5 県支出金		7,200	2,377	9,577
	2 県補助金	6,606	2,377	8,983
8 繰入金		30,202	2,855	33,057
	1 一般会計繰入金	26,522	2,855	29,377
歳入合計		136,193	9,000	145,193

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 保険給付費		59,624	9,000	68,624
	1 療養諸費	50,622	9,000	59,622
歳出合計		136,193	9,000	145,193

議案第 28 号

平成 18 年度座間味村航路事業特別会計補正予算について

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲村 三雄

平成 18 年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 18 年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 45,052 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 597,692 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出補正予算」による。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲村 三雄

第 1 表 歳入歳出補正予算

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 事業収入		547,222	45,052	592,274
	1 運航収入	544,218	45,052	589,270
歳入合計		552,640	45,052	597,692

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 運航費用		328,070	45,018	373,088
	5 燃料潤滑油費	98,095	29,981	128,076
	9 船費	217,341	15,037	232,378
2 営業費用		131,921	△110	131,811
	5 店費	67,103	△110	66,993
5 公債費		75,320	144	75,464
	1 公債費	75,320	144	75,464
歳出合計		552,640	45,052	597,692

議案第 29 号

平成 19 年度座間味村一般会計予算について

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成 19 年度座間味村一般会計予算

平成 19 年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,386,956 千円とする。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高額は、150,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		83,498
	1 村 民 税	32,406
	2 固 定 資 産 税	43,806
	3 経 自 動 車 税	2,139
	4 村 た ば こ 税	5,147
2 地 方 譲 与 税		10,064
	1 所 得 譲 与 税	0
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	7,395
	3 地 方 道 路 譲 与 税	2,651
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	18
3 利 子 割 交 付 金		139
	1 利 子 割 交 付 金	139
4 配 当 割 交 付 金		176
	1 配 当 割 交 付 金	176
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		109
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	109
款	項	金額
6 地 方 消 費 税 交 付 金		9,901
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,901

7 自動車取得税交付金		3,709
	1 自動車取得税交付金	3,709
8 地方特例交付金		401
	1 地方特例交付金	128
	2 特別交付金	273
9 地方交付税		699,00
	1 地方交付税	699,00
10 分担金及び負担金		685
	1 分 担 金	
	2 負 担 金	684
11 使用料及び手数料		47,531
	1 使 用 量	43,065
	2 手 数 料	4,466
12 国庫支出金		254,23
	1 国庫負担金	100,58
	2 国庫補助金	240,21
	3 国庫委託金	3,440
13 県支出金		60,574
	1 県負担金	6,098
	2 県補助金	21,756
	3 県委託金	32,720
14 財産収入		300
	1 財産運用収入	298
	2 財産売却収入	2
15 寄附金		1
	1 寿 附 金	1
16 繰入金		95,484
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	95,483
17 繰越金		10,000
	1 繰 越 金	10,000

款	項	金
18 諸 収 入		11,247
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預 金 利 子	1
	3 賞付金元利収入	1
	4 雑 入	11,242
19 村 償		99,900
	1 村 償	99,900
歳 入 合 計		1,386,956

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		34,949
	1 議 会 費	34,949
2 総 務 費		173,266
	1 総務管理費	146,870
	2 徴 税 費	11,716
	3 戸籍住民基本台帳費	7,449
	4 選 挙 費	6,050
	5 統計調査費	170
	6 監査委員費	1,011
3 民 生 費		104,721
	1 社会福祉費	95,172
	2 児童福祉費	9,543
	3 生活保護費	2
	4 災害救助費	4
4 衛 生 費		141,393
	1 保健衛生費	79,299
	2 清 掃 掃 費	62,094
5 労 働 費		1,526
	1 失業対策費	1,526

6 農林水産業費		82,261
	1 農業費	20,825
	2 林業費	26,446
	3 水産業費	34,990
款	項	金額
7 商工費		28,592
	1 商工費	28,592
8 土木費		390,296
	1 土木管理費	819
	2 道路橋りょう費	309,160
	3 河川費	9,439
	4 港湾費	4,001
	5 下水道費	42,389
	6 住宅費	2,504
	7 空港費	21,984
9 消防費		5,674
	1 消防費	5,674
10 教育費		155,522
	1 教育総務費	60,975
	2 小学校費	30,905
	3 中学校費	12,760
	4 幼稚園費	24,707
	5 社会教育費	4,759
	6 保健体育費	21,416
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 文教施設災害復旧費	1
	4 その他公共施設	1

12 公 債 費		259,245
	1 公 債 費	259,245
13 諸 支 出 金		9,007
	1 普通財産取得費	4
	2 公 営 企 業 費	9,001
	3 基 金 費	2
14 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1,386,956

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還 の 方 法
臨時財政対策債	36,000	証書借入 又は証券発行	年 10%以内 (ただし、利 方式で借り 入れる政府 資金及び公 庫資金に ついて、利率 の見直しを においては 当該見直し 後の利率)	借入先の融資条 件による。ただ 合により据極き 期間及び償還期 限を短縮し、又 しくは、低金 利借換えする事 ができる。 部又は一部を翌 年度へ繰り越し て借り入れるこ
造 林 事 業	3,900			
村道座間味阿佐 線道路改良事業	60,000			
計	99,900			

議案第 30 号

平成 19 年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成 19 年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

平成 19 年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 161,280 千円とする。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高額は、20,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険税		31,318
	1 国民健康保険税	31,318
2 使用料及び手数料		3
	1 使 用 料	1
	2 手 数 料	2
3 国庫支出金		70,805
	1 国庫負担金	46,843
	2 国庫補助金	23,962
4 医療給付費交付金		5,530
	1 医療給付費交付金	5,530

5 県 支 出 金		10,727
	1 県 負 担 金	10,727
6 連 合 会 支 出 金		1
	1 連 合 会 補 助 金	1
7 共 同 事 業 交 付 金		15,055
	1 共 同 事 業 交 付 金	15,055
8 繰 入 金		27,830
	1 一 般 会 計 繰 入 金	27,829
	2 基 金 繰 入 金	1
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		10
	1 延 滞 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	2
	3 雑 入	5
歳 入 合 計		161,280

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		17,459
	1 総務管理費	17,370
	2 徴 税 費	47
	3 運 営 協 議 会 費	41
	4 趣 旨 普 及 費	1
2 保 險 給 付 費		68,091
	1 療 養 諸 費	59,879
	2 高 額 療 養 費	6,010
	3 出 産 育 児 諸 費	2,100
	4 葬 祭 諸 費	100
	5 移 送 費	2
3 老 人 保 健 拠 出 金		42,413
	1 老 人 保 健 拠 出 金	42,413

4 介護納付金		9,315
	1 介護納付金	9,315
5 共同事業拠出金		20,608
	1 共同事業拠出金	20,608
6 保健事業費		3,387
	1 保健事業費	3,387
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 公債費		2
	1 公債費	2
9 諸支出金		3
	1 償還金及び還付加算金	3
10 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		161,280

議案第 31 号

平成 19 年度座間味村老人保健事業特別会計予算について

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成 19 年度座間味村老人保健事業特別会計予算

平成 19 年度座間味村老人保健事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 139,285 千円とする。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高額は、20,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成19年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		80,984
	1 支払基金交付金	80,984
2 国庫支出金		38,864
	1 国庫負担金	38,864
3 県支出金		9,715
	1 県支出金	9,715
4 繰入金		9,714
	1 一般会計繰入金	9,714
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		7
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	4
歳入合計		139,285

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 医療諸費		139,280
	1 医療諸費	139,280
2 諸支出金		4
	1 償還金	3
	2 諸支出金	1
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		139,285

議案第 32 号

平成 19 年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成 19 年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

平成 19 年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 101,782 千円とする。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡易水道事業収入		55,116
	1 営 業 収 入	55,116
2 財 産 収 入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰 入 金		46,658
	1 繰 入 金	46,658
4 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
5 県 支 出 金		1
	1 県 補 助 金	1

6 諸 収 入		2
	1 雑 収 入	2
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 村 債		2
	1 村 債	2
歳 入	合 計	101,782

歳出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 簡易水道事業費		45,929
	1 営 業 費	45,929
2 公 債 費		55,852
	1 公 債 費	55,852
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出	合 計	101,782

議案第 33 号

平成 19 年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成 19 年度座間味村下水道事業特別会計予算

平成 19 年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,761 千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1
	1 分 担 金	1
2 下水道収入		8,367
	1 下水道収入	8,367
3 国庫支出金		1
	1 国庫支出金	1
4 操 入 金		42,389
	1 操 入 金	42,389
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 村 債		2
	1 村 債	2
歳 入 合 計		50,761

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 下水道事業費		11,055
	1 下水道事業費	11,055
2 公 債 費		39,705
	1 公 債 費	39,705
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		50,761

議案第 34 号

平成 19 年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成 19 年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

平成 19 年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,606 千円とする。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		4,370
	1 下水道料金	4,370
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		31,231
	1 繰入金	31,231

6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		1
	1 村債	1
歳入	合計	35,606

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		16,296
	1 事業費	16,296
2 公債費		19,309
	1 公債費	19,309
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出	合計	35,606

議案第 35 号

平成 19 年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲村 三雄

平成 19 年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

平成 19 年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,661 千円とする。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		480
	1 下水道料金	480
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		4,175
	1 繰入金	4,175
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		2
	1 村債	2
歳 入 合 計		4,661

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業集落排水事業		2,984
	1 農業集落排水事業	2,984
2 公債費		1,676
	1 公債費	1,676
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		4,661

議案第 36 号

平成 19 年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成 19 年度座間味村航路事業特別会計予算

平成 19 年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 561,789 千円とする。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成 19 年 3 月 12 日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		561,784
	1 運 航 収 入	550,281
	2 営 業 収 益	2,501
	3 営 業 外 収 益	9,002
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 村 債		4
	2 村 債	4
歳 入 合 計		561,789

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 運航費用		348,704
	1 旅客費	4,208
	2 自動車航送取扱費	288
	3 貨物費	805
	4 郵便取扱費	50
	5 燃料潤滑油費	125,959
	6 養缶水費	1,100
	7 港費	3,901
	8 雑費	1,1801
	9 船費	211,213
2 営業費用		122,957
	1 保険料	2,408
	2 減価償却費	1
	3 船舶用船料	58,816
	4 航路付属施設費	629
	5 店	61,103
3 財産費		4
	1 普通財産費	3
	2 積立費	1
款	項	金額
4 事業税費		14
	1 営業外費用	14
5 公債費		75
	1 公債費	75
6 予備費		80
	1 予備費	80
歳出	合計	561,789

○ 議長（金城英雄）

以上で提出議案の説明を終わります。暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散 会（午後 2 時 58 分）